

第7回 埼玉圏央道オオタカ等保護対策検討委員会 議事録

日 時：平成16年12月22日（水）10：00～13：30

場 所：大宮サンパレス 4F ミニヨン

出席者：委員 長 葉山 嘉一 日本大学 生物資源科学部 専任講師
委員 池谷 奉文 財団法人 日本生態系協会 会長
柴田 敏隆 コンサベーションリスト
柳澤 紀夫 財団法人 日本鳥類保護連盟 理事
勅使河原 彰 狭山丘陵の自然と文化財を考える連絡会議 代表委員
鈴木 伸 鳩山野鳥の会 代表

関係機関 梅原 照明 埼玉県 環境防災部 みどり自然課長
(代理：齋藤副課長)
興津 吉彦 埼玉県 県土整備部 道路街路課長
小谷 充宏 日本道路公団 さいたま工事事務所長
(代理：佐藤副所長)
松浦 弘 国土交通省 大宮国道事務所長

事務局 国土交通省 大宮国道事務所
財団法人 道路環境研究所

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
事前確認	<p>・今日の検討会を始める前に、前回の検討会の結論の部分で若干混乱があったようにも思いますので、そこの部分を確認して、確認の結果によっては本日取り上げる内容を若干考えたいと思っています。具体的にはシェルターの件に関して、前回の委員会で委員の皆さん方のお話し合いの中で、道路の上部を覆うシェルターという認識で共通の認識を得たというふうに結論づけられると思うのですが、それを確認しておきます。</p> <p>・今日の議論の中でシェルターの問題については、具体的な形状その他について原々案と言いますか、そういう案が事務当局からは提示できておりませんので、シェルターについての議論は、今回はしないということにいたします。次回以降出していただいて、検討したいと思います。</p> <p>・調査地Aについての側道の問題ですとか、議論しなくてはいけない部分については、一応最初に委員の皆さん方に手短ですけども御意見を伺って、もし御異存がなければその部分についての議論を今日はしようと思います。ただ、御異存があれば、それもシェルターとの絡みの可能性もありますので、次回以降にする。もし御異存がありましたら、A地点についての保護方策については先延ばしにするというつもりであります。 (■■■■委員■■■)</p> <p>・私はシェルターの件と側道の件というのは、やはり連動しているものなので、分離して話さない方がいいのではないかなという気がするので、切り離れた形で議論しない方がよろしいと思います。(■■■■委員)</p> <p>・私は今回の会議の開催に当たって事務局にお願いしたのは、調査地Aのシェルターについて対策が出せないということですので、この側道も含めて総合的に保護対策というのは行われるべきなので、調査地Aについては全部棚上げ、次回以降、シェルターの場合が提案できるときに一緒にやってほしい。そうでないと、第7回の委員会を開くのはおかしいではないか。ただ、調査地H等いろいろなものの積み残しがあるので、その積み残しについて、私は当然議事を遅らせるつもりは全くありません。私がこの第7回委員会を開くときに事務局にお願いした前提は、Aについてはシェルターの問題があるのですべて次回、シェルターの問題が提案できるときに一緒に側道も含めて議論するというにしたいと思っています。 (■■■■委員)</p> <p>・同じでございます。側道というのは本道とシェルターと一体なので、一緒に議論するのがいいと思います。(■■■■委員)</p> <p>・側道については、地元の方たちの要望、お考えがやはり最優先されなければならない。私どもの立場では、側道とオオタカ保護との関係の上でこれを考えるという技術論の問題で考えて、側道がいらないとか、いるとかというのは、この検討委員の枠を越えた問題だと思います。その限りで、オオタカとどう関係するか、あるいはオオタカを活性化するために側道はどうあったらいいかと、その限定された枠内で論議すべきだ、そう思っています。(■■■■委員)</p>

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
事前確認	<p>・個人の権利、住んでおられる方の権利が日本は大きいので、その方の権利をいろいろ動かすというのは難しいだろうと思いますが、両側みんなフルに側道があるというようなことはある程度この場でも議論ができることだとは思いますが。それは鳥の保護、この場合オオタカの保護のことと一緒に考えるべきだろうと思いますので、この次でしょうか。(■■■委員)</p> <p>・委員の多数の方が次回送りでというお話でしたので、調査地 A の保護方策については次回第 8 回に実施したいと思います。その辺の準備を事務局、よろしく願います。(■■■委員)</p>
資料-1 (第 6 回委員会議事録)	<p>・議事録に関しては、いかがでしょうか。(■■■委員)</p> <p>・ 3 ページ目の件なのですけれども、「これをそのままとって」というと、また何か文章が一人歩きするといけないので、たしか委員長の意味はその文面を受けてということなので、せっかくだから「受けて」に直しておいてもらった方が後々どうでしょうか。委員長がよければ、そうしてもらいたい。(■■■委員)</p> <p>・「これをそのまま受けて」という表現でよろしいですか。(早野課長)</p> <p>・後で誤解がないと思いますので。(■■■委員)</p> <p>・他にはございますか。よろしいですか。もしなければ、これはお認めいただいたということにいたします。議事録については、公開等の取扱いについて問題提起されていますので、事務局から御説明願います。(■■■委員)</p>
資料-1 (第 6 回委員会議事録) 議事録の公開について	<p>・それでは、今回議事録の取扱いにつきまして御議論いただきたいということで、3 点ほど確認事項があります。</p> <p>・まず 1 点目なのですが、 ■■■委員の方から提案されております委員会資料として議事録を全文提示するということがまず 1 点です。それから 2 点目は、これは ■■■の国会議員の方からなのですが、委員会議事録の公表を求められておまして、その際に議員の方に、議事録の取扱いについてこの委員会に諮った上でお答えしますということをおっしゃって、その点を確認したいと思っております。</p> <p>・それから 3 点目です。3 点目につきましては、 ■■■委員の方から出ている公開質問状の関係もございまして、透明性、公平性の観点から一般に公表したらどうかという御提案がありまして、この以上 3 点につきまして、今日の委員会で御議論いただきたいと考えています。3 つを同時に議論しますと整理がつかないと思っておりますので、1 つずつ御意見をいただきたいと考えております。</p> <p>・ 1 点目の ■■■委員から提案されている議事録の委員会への全文の提示につきまして、委員長の方から確認をお願いしたいと思います。また、この件に関しまして今回事前に委員の方から意見をいただいております。資料 - 4 という形でお配りしております。私の方で少しまとまったところをお話し差し上げたいと思っております。(早野課長)</p>

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-1 (第6回委員会議事録) 議事録の公開について</p>	<p>・まず委員会への全文提示につきましては、■■■■委員の方から御意見が来ております。内容的には、委員には発言者名の入った詳しい議事録は、会議の流れ、発言内容の確認ができることで必要であるというような御意見がありました。委員会に対しての御意見はこの1点でした。その他の委員からは特に御意見いただいておりませんので、確認の方をよろしくお願いいたします。(早野課長)</p> <p>・委員には、委員会の全文が流れに沿って示されるのがいいと思います。 ・外部に出す話は、そのことを少し書いておきましたけれども、外部に出すときに発言者名をカットして、全文を出すということもありますけれども、いろんなことを考えると要旨、かなり詳しい要旨を提出することでいいのではないかなというふうに思っています。(■■■■委員)</p> <p>・私は、情報公開というのはデモクラシーの原点にかかわることだと思いますので、原則公開というのを鉄則にしたいと思うのです。ただこの話は、外部へというようなニュアンスを秘めています。今のお話のように委員会内部で議事録をいただくということはとても大事なことで、実はこの資料もこのところに「委員限り」と書いてありますので、これは大事なことです。私たち自身もこの資料を例えば委員長なり委員会の許可なしに外部に漏らすということは、会の倫理にもとる行為ではないかと思っていますので、その辺のけじめをきちっとつけたい。</p> <p>・それから、もしも外部から公開の請求があったときには、今、■■■■委員がおっしゃっていたような原則公開という建前で、その中で公開してはいけないことの最重要点はオオタカの巣の位置が特定できる情報だと思えます。それでも公開しません、けれども特別に公開しますよというスタンスと、公開しますよ、しかし公開できない部分がありますよというのでは、基本の姿勢が全然違います。だから巣の位置が特定できる情報は、絶対に公開しない。それともう一つは、特定の委員の特定の発言が、その委員の個人的に不利ないろんな状況を生むようなことであるということが予測されるのだったら、場合によっては配慮されてしかるべきだと思います。(■■■■委員)</p> <p>・基本的には公開が原則でございます。(■■■■委員)</p> <p>・1つ目は、まずこの委員会で使う資料として、余分なところは削らせていただいた中で、今の形がよろしいのか、それとも全くのテープ起しというような形の資料がよろしいのかという、ここの会議の使い勝手としてどうかという話が1点。</p> <p>・2点目が、国会議員から来ている要求に対してどう対応しましょうかという話。それから、国会議員にお出しするとすれば、もう当然公開の資料なのですけれども、それは国会議員がどうお使いになるのかわかりません。そこでとどまってしまう話なのかもしれませんし、国会議員がさらにいろいろ使っていく資料なのかわかりませんが、いずれにしてもそれは公開なのです。ただ、我々として世間一般にそれを詳しく出しているということではありません。(松浦所長)</p>

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-1 (第6回委員会議事録) 議事録の公開について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3点目は、公に出すという行為と、出す際の程度、それがどんなものなのでしょうかというのが、今事務局から今日、確認させていただきたいということで言った内容でございますので、今、皆さんにいきなり1番目、2番目の話が少し一緒になっておりますので、そこは切り分けてもらった方がよろしいのかなということです。(松浦所長) ・まず1番目は、基本的にはこの資料でいいと思います。それから、国会議員さんも基本的にこれをお出しして、オオタカの巢の位置、これが少し問題でしょう。その辺はマスキングしてもらえばよろしいのではないかと(■■■■委員) ・テープの書き起こしそのものに名前をつけてということは、必要ないですか。(瀬尾副所長) ・その必要はないと思います。(■■■■委員) ・今回の議事録はかなり詳細にテープ起していただいたので、これである程度全体の流れはわかります。私が言ったのはこれでかなり十分だと思います。ただ前後の確認をどうしても何かのときにしたいときには、テープなり、テープ起こしたもので提供する準備をしておいていただければ、今回はかなりきちんとしたまとめ方だろうと思います。私はこれでいいと思います。 ・それと2点目は、これだけきちんと整理されていれば、これはこの範囲内では外にきちんと公表していいのではないかと、やはりそうすべきだろうと思います。(■■■■委員) ・部分的に公表できない部分は、マスキングをしてということですか。(■■■■委員■■) ・ただ、基本的には営業中心域の特定とかそういうのはないので、原則としては全文公開した方がいい、この限りでは。(■■■■委員) ・意見を求められたときに、私はやはり必要ないと考えますと答えたんです。ということは、この委員会はどういう位置づけがされているかと聞きましたら、当初、非公開が原則になっていることを聞きましたので、その範囲であるならば議事録においても公表する必要はないのではないかと。ただ、委員会の透明性とか公平性とかというものは、いつも保っていなければいけないので、いつ公表しても構わないような議事録は作成しておくべきだという意味で必要ないという答えを出しました。 ・委員会のこの議事録、内部における議事録はこれで私は結構だと思っています。(■■■■委員) ・1点目について確認しますけれども、■■■■委員、■■■■委員はこの形がよろしいですか。もう少し生の形の方がいい、あるいはもっと整理した方がいい。(■■■■委員■■) ・これで結構です。(■■■■委員)

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-1 (第6回委員会議事録) 議事録の公開について</p>	<p>・よろしいですか。では、委員会内部の資料として提出していただくものは、この形で今後お願いしたいと思います。</p> <p>・それから、■■■■委員から出ていました、委員個人が自分の発言をもう一回確認したいという部分で、私は余り聞きたくないのですけれども、生の形の書き起こしたのを見たい、あるいは聞きたいといった場合には、対応は可能ですか。(■■■■委員)</p> <p>・この委員会にこの議事録を提出させていただいたのが第4回からです。それ以降のものはある程度の整理ができておりますので、求められてすぐ出せるかは少し時間がかかるかもしれませんが、事務局としては対応させていただきたいと考えております。(早野課長)</p> <p>・それから2番目の公開についてですが、今お聞きするとこの形でいいという御意見が1つ出ましたが、その辺はそれぞれいかがでしょうか。(■■■■委員)</p> <p>・私は、位置づけなり形が皆さんで了解がとれば、公開は別にやぶさかではないのです。ただ、私がこの委員会はどういう形式なのかと聞いたときに、非公開だということだったので、それに付随する議事録ということであるならば、基本的には必要ないのではないかと。ただ、その辺のところのことを議論が深まって、皆さん理解し合えば、当然おっしゃったようにこの内部の公明性とか透明性を保つために、公表はやぶさかでは別にありません。(■■■■委員)</p> <p>・オープンにすることはいいのです。オープンにすることはよくて、鳥の生命、安全、この場合の議論の中心が脅かされないということが大事です。あと、個人に外から何らかの圧力が来ないような対応ということだと思います。それで、名前が消えた、発言者名の消えた議事録かなという感じです。そこまで十分にこれと同じものでなくても、僕はいいと思っています。(■■■■委員)</p> <p>・情報公開法だとか各自治体が持っている公開条例ですと、公開というのは請求があれば公開するというスタンスなのですね。ですけれども、当局としてはこういう重要な情報というのは、請求がなくても周知するという責務があるだろうと。例えば記者クラブの発表というのは、その範疇に入るものだろうと思うのですね。記者クラブが要求しなければ黙っていれば済むことを、日時を決めて内容を周知させるというのは、事業の理解を得るために非常に大事だと。その周知と公開というのはニュアンスが違うのだというところを明らかに認識をなさせて、その上で公開の手続き、それから周知の問題点というのをクリアしていただきたい。今回問題になったこのパンフレットは、これは周知のためのものなのですけれども、内容的にちょっと私たちの検討結果と齟齬が出てきている。そのところは課題としてお考えいただきたいと思います。(■■■■委員)</p> <p>・もう一度確認いたしますけれども、■■■■委員はいかがでしょう。(■■■■委員)</p> <p>・これを。(■■■■委員)</p>

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-1 (第6回委員会議事録) 議事録の公開について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名前については。明記してということですか。(■■■委員■■■) ・はい、結構でございます。(■■■委員) ・私は、名前は責任持つ立場ですので、明記して。ただし、公開するときには当然、公開が議題になったときに、委員長の判断でやはりこれは特定の個人に影響がある部分については、私は、それは委員長の責任で名前をその部分だけカットすることは一向に構わないですが、ただ原則としてはこのまま公表できるものはするべきだと思います。(■■■■委員) ・私は■■■のアセス委員会の委員をやっていますが、この公開の問題はずっと議論をし続けて、なかなか難しい問題なのでバサッと進めるわけにはいかないと思います。委員の皆さん方のお話を伺って、一応公開請求が来たときには、公開できる議事録を事務局で作成していただいて、委員の皆さんに御確認をとって、その上で出すという方向でいかがでしょうか。名前の公表についても、その時々で判断が出てくるかもしれませんが。(■■■委員■■■) ・情報公開の立場から言うと、情報公開のためにまた作成するというのは、その趣旨に反するかとは思いますが。(瀬尾副所長) ・どこを消すかというような部分の確認が必要だと思いますけれども。(■■■委員■■■) ・マスキングする部分、名前も含めてですね。あと、この情報を出してオオタカにかかることだからというものは委員長の確認という形、個人名に関しても、そういう合意が得られておられれば、そういう形で対応したいとは思っています。(瀬尾副所長) ・よろしいですか。(■■■委員■■■) ・委員長判断でいいと思う。(■■■委員) ・これは国会議員からの要請がある中で、そういった形で情報公開と、同じ形でお出しするという事でよろしいですか。(瀬尾副所長) ・後日私の責任で、重い責任ですが出します。今日修正した資料でいただいていますので、もしこの中で不都合な点お気づきでしたら、事務局に言っていただいて対応したいと思いますので、よろしくお願いいたします。(■■■委員■■■)

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-1 （第6回委員会議事録） 議事録の公開について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営業にかかわる特定の記述がされているようなところは、事務局でも、委員長も確認していただいているところですが、再度確認した上で公表にあたりたいと思っています。 ・また、今回出した議事録、今議題にしているのですが、以前の、例えば5回以前の議事録について求められた場合の対応については、どうすれば。(瀬尾副所長) ・できたら、このぐらいの程度の議事録をつくり直してもらえれば助かります。大分違いますよね、議事の整理の仕方が。(委員) ・今回は前回の委員の御発言もありまして、少し言葉を丁寧に拾ったという事実がございます。ただ委員会に出している議事録をつくり直すというのはどうか。(早野課長) ・公開という立場に立てば、使ったものというのがよろしいかと思いません。(瀬尾副所長) ・第6回以前のものとなると、第4回と第5回のを委員会にお出ししているのですが、それが一応公表の対応になるかなと考えております。(松浦所長) ・一応承認は得られたものになりますね。よろしいですか。(委員) ・はい、そこは結構です。(委員) ・ほかに何かございますか。なければ、3番目のこれは。(委員) ・国民一般への公表ということで、委員さんの質問状にもあるのですが、委員会の透明性、公平性を。この点に関しまして、従前から記者発表等、あとホームページを含めまして一応一般への公表はしておるのですが、一般への公表に関して、今の国会議員の対応も含めて一般への公表はどうしたらいいかというところを、少し話を伺いたいなと思っております。国会議員に出した時点で結局オープンになるというふうに考えておりますが、求めに応じてなのか自ら出すかというところがまた違ってくると思っております。(早野課長) ・私が言いたいのは「委員限り」というのを外してもらえば、議事録についてはいいわけです。今の限りだと、これは少なくとも「委員限り」ですから。ただ、さっき言ったように公開は原則としてそのまま公開することですので、少なくとも求められたときに公表していいと。それは個人的にも。(委員) ・委員のお話の一般に公表というのは、これは積極的に求められなくても出すということですか。(委員)

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-1 (第6回委員会議事録) 議事録の公開について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本来は事務局の方でけんおうどうサークルなんかで、事務局サイドの判断で情報は出ています。それが第16号のように、我々が議論している前提の部分だけが表に出てしまって、それがひとり歩きするときに、あそこだけの議論の公表というのは非常に不誠実だなという気がするのです。(■■■■委員) ・■■■■委員から先程お話のありました点について、どう考えたらいいかということですね。それについては、2点ほど問題だなと感じたことがあります。もし事務局の方でこういうものを一般の啓蒙教育の部分でお出ししたいということがあったとすれば、その原案について事前に目を通してもらうというか、そういう手順を踏むようなやり方の方が、齟齬がないのではないかと思います。データの取扱いですとか、読み取りの仕方ですとか、幾つか問題はあったと思います。(■■■■委員) ・そういう御指摘があれば、そのような手順で資料の取扱いについては御助言をいただくような形をとろうと思います。(瀬尾副所長) ・記者発表の件ですか。(■■■■委員) ・私は、少なくとも委員長が既に了解していることがそういうところに出ていっているのだと思っていました。この委員会での議論したりあるいは集約された意見というものが外に出ていくなりあるいは公表されたりする形ということの原則としては、委員長が確認しておく必要があると思っています。(■■■■委員) ・では、いずれにしても1回チェックを入れるということで対応していただきたいと思います。(■■■■委員) ・これは当局の意志が関係の皆さんに反映するものですから、当局としては、我々はこういう考え方でこういうふうに行っているのだぞというのは当然だと思うけれども、その中のデータの科学性とか信憑性については、大事な問題なので、そのデータをどう判断するかという事は一つの課題だと思うので、その件については委員長の方へ御連絡をいただいて、委員長の裁可というか、判断をいただきたいと思っています。(■■■■委員) ・では、議事録に関する問題はこれで結論づけたということにいたします。(■■■■委員)
<p>資料-2 (調査状況報告) 調査地 B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。それでは、今の御説明のあった資料に基づいて、保護方策を検討する前提条件として、それぞれBからFまでの営巣中心域を確定していきたいと思います。また、保護方策については後でも申しますが、ちょっと順番が前後するかもしれませんが、この営巣中心域についてはB、C、D・E、Fという順番で進めますので、よろしく願いいたします。 ・まず、Bに関する営巣中心域、原案が出ておりますけれども、それについて調査内容も含めて御質問、御意見がありましたらお願いいたします。(■■■■委員)

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-2 (調査状況報告) 調査地 B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査地 B の、仮の営巣中心域のところの右下に、25、26 が、飛んでいる途中でとりあえず視認しているからだろうと思うのですが、何となくこの屋敷林のところがかかわってこのオオタカが飛んでいるのではないかなという気もするのですが、そのあたりはいかがでしょうか。 (■■■ 委員) ・25、26 がこの分に該当します。屋敷林というのはこれに当たると思っています。必要でしたら、現地で見えてきた人間の方からも。(早野課長) ・今議論になっています25、26 については、資料の14ページの方に細かい記述が書いてございます。25番につきましては、2002年7月24日の記録で、恐らく10と同じ「幼鳥が針葉樹の上にとまる。すぐに北へ滑空し屋敷林に入り見失う」ということで、下の方の屋敷林の中に進入することで見えなくなっているというふうな調査状況でした。 ・26につきましては、その下の段ですけれども、「幼鳥が針葉樹にとまる、南へ飛去」というような形で、特に幼鳥につきましては飛翔能力が低いために、樹冠もしくはもっと低いところを飛んでいる場合がございます。今回この調査につきましては目視調査ですので、目視の定点位置から降下したとか幼鳥の確認位置が低いたとかということで見えなくなるということがございますので、そこについては見えたところまでが矢印の先端という形になっております。(■■■) ・そうすると、可能性としては矢印のやや下にあるまとまったちょっとした樹林がありますけれども、樹木の固まりが、そこに関係のある行動の可能性もあるということですか。(■■■ 委員) ・調査についてはそこまで、客観的なデータですのでそこまでとめておりますけれども、可能性としては樹林地に入ったかまたはその近くで降りたかという可能性が高いわけです。(■■■) ・私はあそこの屋敷林まで入れるべきではないか。 ・この文面からも屋敷に入った可能性が非常に高いという文面ですので、少なくともあそこは入れて。(■■■ 委員) ・この辺は、 ■■■ 委員いかがでしょうか。(■■■ 委員) ・普通だったら入れておいてもいい範囲でしょうけれども、もう少しこの間に一度でも行き来の事実があればはっきりすると思っておりますけれども。それで小さめに判断をするか大きめに判断をするかというあたりのことで分かれるだけぐらいだと思います。(■■■ 委員) ・他の委員、今のような飛翔軌跡が切れている。矢印が向いている先に樹林があったり、なかったりということがありますけれども、その辺をどう読むかが問われるところだと思うのですが。(■■■ 委員)

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-2 (調査状況報告) 調査地 B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この飛翔軌跡からですと、ハンティングの場というのが何かはっきりしない。かなり緻密な飛翔軌跡ですが、ここでハンティングしているのかどうか。13ページのメモを見ると、ほとんど飛び回っているのですね。カラスに対する対応だとか、幼鳥に対する親の反応とかというようなことで、どうしても巢の周辺だけということですが。(■■■■委員) ・私は、かなり離れているのだったらあれですけども、完全に近いですので、あそこの部分は入れておいた方が、営巣中心域があるのですね。(■■■■委員) ・情報が少ない中で判断するために、安全サイドに考えるというお考えですね。(■■■■委員) ・これだと9ページの飛行の図の中で、Bの赤い点の下が41とあって、その南に43というのがありますよね。それが今話をしているメッシュでいいわけですね。(■■■■委員) ・そうです。この高利用域に該当するメッシュがこのメッシュになります。ですので、この樹林も含めてというふうには推測されると思います。(早野課長) ・出現の数で言うと、東側が7と5なんていう移動に出なくなるので。急激に出なくなるので、その線で、今のメッシュの線あたりでいいのかなというふうに。(■■■■委員) ・いかがでしょうか。なかなか推察ですので難しい。そうしましたら、■■■■委員の御指摘の部分を含んで。 ・私の意図は安全サイドということですので。よろしいですか。ではこんな形でよろしくをお願いします。 ・Bについては、この他よろしいですか。では、こういうラインで営巣中心域ということにいたします。(■■■■委員)
<p>資料-2 (調査状況報告) 調査地 C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次にC。Cについていかがでしょうか。(■■■■委員) ・私はこの9の 赤の9は、監視のとまり場として使われていたりしていますので、できたらここにある樹林地、東側に樹林がありますよね、そこは困った方がいいのじゃないかというのが私の意見です。(■■■■委員) ・■■■■委員からそのような御意見が出ましたが、他にいかがでしょうか。メッシュを見ますと、この9というメッシュの出現頻度が.....10ですか、これは、比較的高い区分にはなります。したがって、ここは比較的矢印が外向きという情報が少ないですから。 ・この北部の食痕No.2、あるいは飛翔軌跡の16、24あたりが見られますけれども、これの左側に樹林が連続していますけれども、ここは状況としてはどうなりましようか。(■■■■委員)

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-2 (調査状況報告) 調査地 C</p>	<p>・この辺ですね。こちらに樹林は広がっていますが、情報量がない。この辺は、調査をされている方からちょっと補足的な御説明があればお願いします。(委員)</p> <p>・そこに白く建物があります、 とあります。その周りに濃い緑のところは樹林地になります。斜面林です。薄く真ん中あたりに緑になっておりますのが、谷戸になります。谷戸を挟んで斜面林を交互に移動するというのは、調査状況から見て確認されております。今そこにある矢印については、その一部がそこに示されております。 ()</p> <p>・調査をされている感覚としては、谷戸に沿うような形の動きがありそうかどうかというのは、いかがですか。(委員)</p> <p>・連続した樹林地ですので、ある程度一体的な固まりだというふうに考えております。()</p> <p>・そうすると、例えばこの道路で切られているということを見ると、情報はないですが、こういうふうにくくる、こちら側に、道路沿いという考え方もあるかもしれませんが。それと、先ほどの 委員のご指摘のところは、ここの部分の樹林を囲むということですね。</p> <p>・10ページで確認いたしますと、このメッシュに関しては、出現頻度はそれほど高くないということになりますかね。(委員)</p> <p>・お伺いしたいのですが、平成14年も15年も、14年は「繁殖失敗のため幼鳥の確認記録なし」、15年は「交尾の鳴き交わりについての確認記録なし」ということなのですが、この要因として何か考えられますか。カラスがかなりこのところに入ってきていますね。つまり平成14年と平成15年においては繁殖はだめだったということですか。 (委員)</p> <p>・いいえ、この調査地は2年連続して営巣は成功しています。(早野課長)</p> <p>・平成14年と15年で西の方は使い分けているので、一緒にすれば出てきますが、16年がどんな使い方がされていたかで、現実に近い方をとればいいことだろうと思います。(委員)</p> <p>・谷戸の空間って非常に大事ですから、それがあつたら大丈夫だと思います。それでいいと思います。(委員)</p> <p>・そうですね。いろいろな意味で谷戸は重要ですので。それでは、この内容で認められたということにいたします。(委員)</p>

主な意見と回答

項目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-2 (調査状況報告) 調査地D・E</p>	<p>・Dにつきましては、これ平成13年から16年、4年間分の飛翔軌跡が ついてございます。過去13年から15年の間、こちらの営巣林で営巣し ただけで失敗したという過去の履歴があるのと、ここから600m移動 してこの樹林に行きまして、今年繁殖に成功したという形で、平成16年 の営巣の飛翔軌跡をどう評価するかということと、あと■■■■もおっしや っていましたが、過去のこの履歴をどう評価するか。その辺、もし御意見 をいただければと思うのですけれども。(早野課長)</p> <p>・たしか■■■■委員からのメモで、直近の内容で判断した方がいいというよ うな話だったと思いますけれども。その辺■■■■委員ちょっと補足がござい ましたら。(■■■■委員)</p> <p>・なるべく新しい年度で決めていくことでいいと思いますが。また戻るか もしれないということは常について回りますから、その判断がいつもつ らいところで、できたらもう1年とってどっちで繁殖するかを考えたらい いと思います。どうしてそのオオタカが動いたのかの理由がわかるよう な何かないだろうかと思えますけれども。(■■■■委員)</p> <p>・ちょっと■■■■委員に聞きたいのですけれども、何か相互補完的な関係に あるような気もするのですが、どうですかね。DとEがね。 (■■■■委員)</p> <p>・同じ場所で多分暮らしていて、巣をつくる場所を変えただけだと思うの で、全体としては同じ範囲で暮らしていて、それが2年続いていたところ がどうして嫌だったのかというあたりの理由がわかれば、またもとへ戻る かもしれないというのが大きいと思います。(■■■■委員)</p> <p>・私も■■■■委員のように、もう1年、これだと1年間のものですので、も う1年様子を見て線を引いた方がいいんじゃないかというのが意見です。 (■■■■委員)</p> <p>・何か御意見ございますか。私も、やはりもう1年必要だろうという気が いたします。■■■■から言ってしまうてはまずいのですけれども。 (■■■■委員)</p> <p>・その点について、今後ともここにおける調査を継続していくということ でとらえさせていただければよろしいのでしょうか。 ・我々もいろいろ物を考えていかなければならない時に、今はそれこそ仮の 全くこれで固定できたということではないのですが、今現時点の情報 としては、これが本命だという形の中で検討を進めていく。当然その中 で、平成17年明けてからの調査も我々として見ていきますから、その 中で仮にまた変更になったらなっただ、もう一度そうなるという感じにな るのでしょうか。(松浦所長)</p>

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-2 (調査状況報告) 調査地 D・E</p>	<p>・ E を嫌った理由が何かわかりますか。(■■■■委員)</p> <p>・ あくまでも推定になりますが、過去の委員会でもお話ししたと思うのですが、この営巣地につきましては土地の所有者がここに■■■■を、■■■■ですか、造りたいという意向があったりして、多少人の動きがあったりして、過去ちょっと嫌ったのも1つ原因としてはあるのかなというふうに考えています。</p> <p>・ 結果的には据え置いたというか取りやめになりましたので、変更はされておりませんが、そういう意味で人の出入りがあるという行為はあった可能性はあります。(早野課長)</p> <p>・ そうしましたら、次年度調査をする際には、今の■■■■委員の御指摘の部分、できるだけデータで答えられるようなデータのとり方をさせていただければと思います。よろしくお願いします。では、この営巣中心域については、もう1年の調査で判断をするということで御了解ということにします。(■■■■委員)</p>
<p>資料-2 (調査状況報告) 調査地 F</p>	<p>・ F についていかがでしょうか。他のところと比べると、飛翔軌跡の先がどうなるか問題になるような内容は少ないかとは思いますが、私はこの樹林がまとまりがあるということで、こういう状況であればメッシュの評価とも考え合わせると、ここをくくった方がいいかなという意見を持っています。(■■■■委員)</p> <p>・ 私も■■■■の意見に賛成です。あと、北のところもちょっと何か変な形で残してある、あれもくくってもらえれば。(■■■■委員)</p> <p>・ いいですか、これで。大体それではこういうラインでお願いします。</p> <p>・ これで営巣中心域がそれぞれ決定されましたので、これを受けて保護方針検討できると思います。(■■■■委員)</p>
<p>資料-2 (調査状況報告) 調査地 H</p>	<p>・ ちょっとHのところを確認をしたいことがあるのですが、すけれども。</p> <p>・ 49ページを見てもらえますか。これは■■■■委員と■■■■委員にお聞きしたいのですが、サシバの幼鳥の飛翔行動というところ、調査状況報告の49ページ。私もサシバを専門にやっている方に、飛翔行動について、特に幼鳥のものを確認したのですが、すけれども、どうも樹高の高さ、ここだと大体15mですけれども、幼鳥はそういう樹冠を飛翔する傾向が非常に強いということを聞いて、そのあたりの1つはデータがあるのかどうか。この場合ですと、低空が、上空25mということで、当然樹高の高さ15mから下の部分というのはないのですが、すけれども、それは具体的に■■■■委員と■■■■委員に聞きたいのですが、どうかということと、それからその調査のデータがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。(■■■■委員)</p> <p>・ サシバについては、ちゃんと生活史が出ているのはほとんどないので、詳しくは申し上げられないけど、猛禽の若いのは、隣へ何とか飛べればいいということで、少し力が足りないと下へ行ってしまっただけで、距離が短ければ上へ止まれるということだと思えます。それはオオタカも同じだとおもいます。(■■■■委員)</p>

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-2 (調査状況報告) 調査地H</p>	<p>・この調査を担当されている方はいかがですか。ここでの観察例として、超低空になりますかね、そういう事例はありましたでしょうか。 (██████委員)</p> <p>・調査の生データにつきましては、樹冠が、ここでは木の一番上ですけれども、その部分が15mということで、それを林の中なのかそれよりも10mぐらい上なのかというのはパターンに分けてありますので、より細かく見ることは可能だと思います。今お話にありましたように、やはり巣立ち後すぐというときには幼鳥は飛翔能力が低いですので、樹冠の移動が多いかというように考えています。(██████)</p> <p>・そのデータがあるのであれば、特にこの幼鳥のところはシェルターの遮断壁の構造なんかも非常に密接にかかわってきますので、これ以外のデータがあるのなら、それを本来は出してもらいたいと思うのですが。(██████委員)</p> <p>・新たに資料を出してくださいというのも議論上なかなか難しいですから、この画面に出た部分で、この軌跡は樹冠よりも低いのだというのを示していただければと思いますが。(██████委員)</p> <p>・申しわけございません。すぐに生データはございません。 (██████)</p> <p>・私が確認したかったのは、この低空の中の飛翔の記録がかなり樹冠の部分が多いということであれば、これは保護対策にかなり重要な資料になりますので、そのあたりがこれだと、前回指摘すればよかったのですが、ちょっと私も細かくもう一度みんなに意見を聞いて、特にサシバの人にもう一度確認したら。(██████委員)</p> <p>・これから見てとれる部分にはかなり多いというように考えております。こちらの██████裏側が斜面林のために、██████のあたりは樹冠の中を移動しながら南北に移動しているように記録をしております。あとは、こちらの方に川筋の位置に丸が落ちていますが、そこについては樹冠の中で監視しておりますので、低い位置であるということが、この紙面からは読むことができるかと思えます。(██████)</p> <p>・この場所でサシバを観察している者として、今の██████委員からのデータの要請がありましたけれども、保護対策を講じる際には極めて重要なことと思っています。それで、保護対策のところでも申し上げるつもりだったのですが、幼鳥が林内空間を飛び回っているということは、巣立ちした後どれぐらいたってから上空まで上がって行って飛翔力をつけていくのかわかりません。少なくとも7月いっぱい程度ぐらいは、この営巣林の中を移動しているということで、その樹冠よりも上を飛んだりするのは、調査期間には見かけたことはないということです。その下にある49ページの、サシバ幼鳥の飛翔状況イメージという幼鳥が飛んでいる図がありますが、これは誤解を招くので、次は削除していただければ。私、こういうことで飛んで移動したりするのを一度も見たことがありませんので、その方が誤解を生まないかなと思います。(██████委員)</p>

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-3 (保護対策検討案) 調査地 H</p>	<p>・わかりました。サシバの調査データについての御質問は、とりあえずこれで打ち切らせていただきまして、今後の話の順番ですが、Aは除くとして、B、C、D・E、F、G、Hについて、事務局から保護対策についての概略的な御説明をいただいて、その後に、まず最初にサシバ、Hから議論をして、その次にもう既に議論に半分入っていますGをお話して、その次にD・E、最後にB、C、Fというような順番で進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。(■■■■委員■■■■)</p> <p>・Hの保護対策について、順次御意見をお聞かせください。(■■■■委員■■■■)</p> <p>・このサシバについては、聞いたところ埼玉県で唯一の、■■■■での繁殖ペアだということを知っています。現在サシバは、どんどん内陸の方に入っていく傾向にあり、今までは谷戸であるとかという場所をえさ場にして繁殖していたようなのですが、こういった形で■■■■に出てきた意味が非常に大きいと思います。そういう意味で、この■■■■の保全、その周辺の生息環境を保全するという意味は非常に大きい。これから繁殖地域を変えていくかもしれないサシバについてのモデルケースとしてとらえて、その保護対策なども考えていただければありがたいと思います。</p> <p>・もう一つここで極めて重要なのは、大体ここからここまでの間を営巣林として使っているのですが、圏央道が建設されることによって、この営巣林を真っ二つに分断してしまうということが、保護対策において欠かせない、あるいは見過ごせられない問題とっております。私どもは、このサシバ保護対策について大体3つの項目を分けまして保護対策についてみんなと協議しました。今日そのことをお話しします。</p> <p>・一番目は、まず道路建設に伴う対策ということになります。この部分は営巣林を2つに割ってしまうということ。幼鳥は、まだ巣立ち1ヶ月やそこらでは樹冠の上を飛ぶということはほとんど観察されず、成鳥においてもこの間を頻繁に往復している。それも、中高空よりはここで言っている低空の位置を極めて移動しながら往復している状況があることから、ここでの保護対策は極めて大切とっております。</p> <p>・先程事務局から、橋梁部の大体300mぐらいのところを の形にして、ここにある大体80mほどのところを とするというような説明があったかと思いますが、私どもの考え方としましては、この300mのうちの営巣林を分断する地域、最小限見積もってこの80mは、幼鳥の往来を助けるといいですか、そういうことのためにシェルターにするのが必須であるだろうと考えています。日曜日にも現地に行ったのですが、14mの高さで橋梁ができてしまうと、完全に樹冠をさえぎる形になって、幼鳥に致命的な影響を与えるということを認識してきました。それから他の300m引く80mですと220mですか、この橋梁部においては、成鳥も低空を往来しますので、この忍び返しのものが最低限度必要と考えております。</p> <p>・それと、■■■■高架部についても道の両側に遮蔽パネル、遮蔽施設をしていただきたい。と申しますのは、採餌場所としてこのサシバが利用する地域は、この周辺と田んぼ際の土手の電柱にパーチしたりして、非常に広範囲に使っておりますので、ここを通ってくる車両あるいはその音、騒音、光等がサシバの生息に重大な影響を与えるという認識があることが</p>

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-3 (保護対策検討案) 調査地H</p>	<p>ら、[]が建っているところからこの土手に至る部分については、最低限度遮蔽パネルをお願いしたいというのが、私たちの要請するところでございます。</p> <p>・ 2番目としましては、環境保全に伴う対策ということで先程事務局の方から関係機関とこの周辺の環境を保全するというようなことに伴う協議機関をつくっていくという説明がございましたので、それについては実現性の高い、あるいはすぐにでもその協議機関ができるような形で進めていただきたい。</p> <p>・ 3番目としては、大体この土手を車両が通行し、人もたくさん歩きます。ただ通過していく車両とか人は余り影響しないのですが、ここから大体20～30mのところにも巣を造ることから、カメラマンの放列が、サシバの繁殖、営巣に重大な影響を与えるということで、一昨年から[]は、この周辺に来ているカメラマンにビラを配ったりして、このサシバ保護についていろいろ協力をお願いしています。それから事務局の方にも、昨年からお願ひして[]の方にビラを作ってもらったりして配っています。また、今年はこちらの方にオオタカが営巣したのがわかりまして、その意味も兼ねてこの土手下のところにロープを張っていただいたというような経緯がございます。今後もカメラマン対策としてかなりの配慮をお願いしたい。</p> <p>・ 日曜日に出た中では、我々、[]も現場でがんばるので、官の方と我々のところが協力し合ってやっているというようなことがわかるような腕章でも作っていただければありがたいというような具体的な提案もあったので、あわせて申し上げておきたいと思ひます。</p> <p>・ この間も事務局には申し上げたのですけれども、ここにやる保護対策として、とまり木であるとかグリーンネットですか、つる植物ネット等というのは、橋脚に対するネット等ととまり木については不要と思われると思います。この辺の費用は、こちらの遮蔽施設の方にかけていただければありがたいなと思っています。([]委員)</p> <p>・ 私も、とりあえず図面を用意したので、配っていいですか。わかりやすいと思ひますので。([]委員)</p> <p>・ 先程確認したかったのは、低空以下ですね、樹冠をどうサシバが利用しているか、特に幼鳥が、それを確認したかったということは、さっき[]委員のように道路を覆うシェルターが必要かどうかという議論の一番重要なところだろうということで、質問をしました。その結果、樹冠を頻繁に使うということですので、この形で私の考えを提案したいと思ひます。</p> <p>・ []に赤で道路を覆うシェルター、[]は下の忍び返しみたいな部分。それから[]が側壁の遮断施設ということです。平面図の方に、実は上下二段書いてあります。本当は上だけで主張したかったのですけれども、ここではこの委員会が自然と調和した道路づくりというものに向けてと、それからオオタカと共生するというのは基本的に猛禽類と共生するということから言えば、本来上の道路を覆うシェルターというのは、やはり750mぐらいの区間は必要だろうと私個人としては思っています。ただ、なかなか暴論だという意見もあるかもしれませんので、少なくとも最低この幼鳥の飛翔を保証するということになる、さっき[]委員が言ったように事務局の2の部分についてシェルターを覆う、上空を覆うシェルターをする。ただし、この場合にはここが道路で分断されるということの中で考慮してない幼鳥の飛翔で、道路の長さを決めていきますので、これが一たん分断さ</p>

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-3 (保護対策検討案) 調査地H</p>	<p>れると当然平面的に動くというふうに思いますので、最低でも上面を覆うシェルターが150mぐらいは必要だろうということです。</p> <p>・それと、忍び返しと言っているのか、私が言う については、750mの範囲、そしてその外について、少なくとも採餌行為等がある範囲については、 でいくべきだろうというのが具体的な私の提案です。 (委員)</p> <p>・この750mという範囲は、何か根拠がございますか。(委員)</p> <p>・一応採餌行為等も含めて、幼鳥以外にも含めると、本来はこのあたりまでシェルターで覆うのは非常に効果的ではないかと思っています。ただ、ではその根拠はというと、なかなか議論しにくい部分がありますので、一応2案を出したということです。(委員)</p> <p>・高架の施設では、例えば橋梁のような施設は、鳥の横断をどのくらい阻害するかということについては、猛禽類はデータがないみたいです。山科鳥類研究所で湾岸道路を造るときに、湾岸道路の影響というのはあるかないかというような調査をやってはいるのです。私も非常に経験的なのですが、三浦半島に城ヶ島大橋というのがかかったときに、海鳥がそれをどう対応するかといたら、下をくぐりませんね。</p> <p>ただ、先程の話のようにサシバが幼鳥時代に、まだ高く飛べないとか高く飛ばないというときに、どうしても橋の下をくぐらなければならないというのはあるだろう。それに対して対応というか、少し誘導できるような措置というのが講じられないかと考えています。</p> <p>・1つは、この36ページの絵にありますように、橋脚の壁体緑化をする。今横浜市が非常に高い成果を上げております。橋脚のできれば前面を壁体緑化させて、ここの部分は森に準ずる空間なのであって、通るのだったらここを通りなさいというような働きかけといたしますか、学習効果をねらってそういうことを考えられたらどうだろうか。</p> <p>・シェルターをかけるということは、私も非常に結構なことだと思うのですが、恐らくお金がかかって大変だろうと思うのです。サシバは幸いなことに渡り鳥なものですから、あそこに滞留する時間帯というのは決まっています。かなりフレキシブルな構造にして、その期間だけ上にシェルターをかけるというような考え方はどうだろうか。恐らく車の走行についてはすぐなれると思うのですが、夜間のヘッドライトが相当インパクトになると思って、そういう意味では走行する車のヘッドライトと、よく街路灯をつけますね。できたらあれをやめるか、あるいは壁体に埋め込んで、光が上空に散乱しないような、そういう措置を講じる。これは、そういうシェルターはできています。実は私共の方で、ホテルの発生地のところに高速道路を造るという問題でいろいろしたときに、日立電気が上空に散乱しないシェードをつくりまして、それを使ったら非常にいい成果があって、現在もそれを使っていて、ホテルはちゃんと出ております。そういうような手法であそこをカバーしていく。</p> <p>・オオタカとサシバというのは同じぐらいの大きさで同じ猛禽ですが、生活様式と食性が非常に違いますので、極端に巢の近くに双方が近寄らない限りは、相克はないだろうと思います。むしろ、やはり一番怖いのは、お二方も御指摘のようにカメラマンですね。できれば条例か法でもって違反行為に対しては断固たる処置ができるというふうにしますと、アドバイスする方も楽なのです。(委員)</p>

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-3 (保護対策検討案) 調査地H</p>	<p>・このHの部分、サシバという大変重要な野生生物がいるわけで、やはり、特に■■■■を突っ切る場所、ここについては完全シェルターをしないと無理だろうなと思います。その前後については、やはり の、生息域を突っ切る部分としては ずっといく必要があるのだろう。このぐらいのことをやらないと、サシバがずっとここで生活し続けていくことは難しいのではないかというように思っております。(■■■■委員)</p> <p>・私としては、事務局の案でいいかなと思っていましたが、先程の■■■■委員の説得にかなり負ける部分があって、■■■■のその部分については何らか屋根風が要るかなということを考えていましたけれども、先程■■■■先生が、少し季節的なそれも考えられるだろうというあたりは、いい1つの案かなというように考えています。オオタカとサシバの関係ですが、オオタカがあそこへ来たことでサシバの生命を心配しています。来年そこへ来ても、オオタカは1年中いますし、サシバは春になって来る話で、サシバが来たときにはもうオオタカは巣をちゃんと作って卵を抱いているぐらいの時期に当たりますから、その近くへ来たやつはみんな追い払われる可能性もあるので、追い払われている間はいいですけども、面倒くさくなると採ってしまう可能性もあるので、自然のそういうことも結構心配しています。(■■■■委員)</p> <p>・今年、オオタカが巣を作り出したのは、サシバが来る前から造ってましたので、私共としては、営巣した場所に来年以降も造ってもらえるならば、こういった対策を講じていただければ両者が共生できるかなという期待はしています。(■■■■委員)</p> <p>・そうすると■■■■委員の御意見としては、 の部分、赤い部分は何らかの形で覆いが必要だと。その周辺部分については、どういう。(■■■■委員)</p> <p>・事務局案でもいいですということです。もちろんなるべく高い方がいいには決まっていますが。(■■■■委員)</p> <p>・分かりました。私は、やはり覆いのあるシェルターが樹林帯のところは必要だろうと思います。その外側の部分については、忍び返しつきのものと真っ直ぐのもので経費がそんなに違わなければ、基本的には全部忍び返しつきのもので、この河川の区域は覆っていただければいいのかなと。ただその辺は、少し予算との関係もあって、御検討していただければと思います。</p> <p>・それから橋脚について、壁面の緑化をする、あるいはとまり場を作るについては、先程■■■■委員からのお話がありました。どの程度それについて効果があるかは定かではないですが、予算的にゆとりがあればシェルターの方に■■■■委員のお話のように力を入れておいていただいて、余力があればこの辺の手当を加えていただければいいのかなと思いました。(■■■■委員)</p> <p>・36ページの の方で、少し前回よりも返しをつけたというのは、我々の考えとしても■■■■の流れは重要なのかなという形の中でつけさせていただきました。それでシェルターという言葉が使われて、■■■■さんの方でも書き加えられたものとしてお配りになっているのですけれども、た</p>

主な意見と回答

項目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-3 (保護対策検討案) 調査地H</p>	<p>だちょっと実際上お金の部分と、この場合は橋梁構造ということ考えたときに、通して造るような構造というのは、上下別物ですので構造的には難しいと思っています。それで、幼鳥の飛び込み防止といったときに、その場合は21mに対して返しをつけてというと、10数メートル仮にあっていたら、何かそういう部分でぎりぎりどれぐらいとかいうのはないのでしょか。(松浦所長)</p> <p>・確認しますが、今のお話は上部を最低どのぐらい空けると安全かということですか。(■■■■委員■■)</p> <p>・■■■■さんが書かれたようなものは、上下の構造物を結んでいますから、必ずしも上下の構造物というのは同じ動きをするわけではありませんので、繋ぐというのは問題かなと。それと橋梁構造の上に乗せるような部分ですから、余り荷重的にも大きなものに乗せるというのは、それはそれで難しいのかなというふうに思います、その場合には幼鳥の飛び込み云々というのであれば、どれぐらいなのかなと。(松浦所長)</p> <p>・圏央道で全部かかっているところがありますよね。あれはオオタカじゃなくてゴルフ場のところですけども、あれは完全に上を全部シェルターでおおっています。ですから橋梁部分ということはあると思いますけれども、これは当然橋梁の端のところは大分できているところですけども、実際には構造的には必要があれば友達がいますので。設計上可能かどうか、多分可能だと思います。技術屋さんというのは、そういうことを可能にするのが技術屋の天分だということで、それは必要があれば私頼んであれしてもらってもいい。そこまでやると何となく大人気ないのでしてないのですが。</p> <p>・私がこうしたのは、一応こういう形で覆うということですので、さっき委員長が言ったように上下別々に構造上抱かせた方がいいということであれば、当然その方で結構ですので。あくまでも上空を覆うシェルターという形で図面をちょっと描いただけです。(■■■■委員)</p> <p>・■■■■委員が中座されるので、HそれからGについて御意見がございましたら。(■■■■委員■■)</p> <p>・大変申しわけございませんが、中座させていただきます。基本的に保護対策を検討するに当たっては、将来世代のことをどうしようかと言っているわけで、将来世代のためにオオタカ、サシバを頂点とする生態系をどう渡していくかということになる。ですから、当然そこに永続的に繁殖し続けていけるかどうかという、安全の範囲をきちっと考えて手を今打ってやるということが根本的に必要なのです。したがって、この営巣中心域等にかかわるところは、基本的にはオオタカにしるサシバにしる、少なくともシェルター、完全に見えないようにしてやるということは基本で、こんなことはヨーロッパ、アメリカでは普通にやっていることであって、日本においても必ずこれやらなければだめだ。もはやこんな時代遅れな、ちょっとごまかすようなことをやったって、それは通用しませんと私は申し上げたいのでして、今後のオオタカ、またこのサシバについても、そういう永続的にずっと繁殖し続けていけるかどうか、そういう観点で判断する必要がある。とりあえず何かやればいいという、そういう問題ではないと申し上げておきたいと思います。(■■■■委員)</p>

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-3 (保護対策検討案) 調査地 G</p>	<p>・ Gの地域については、何かございますか。(委員)</p> <p>・ ここは、県指定の保護指定種である がある。これを簡単に移植という話がよくあるのですが、なかなか難しいのです。生態系というのはそんな簡単なものではないのです。根本的に本来は移してはいけないものなのです。したがって、どうしても移すのだということになれば、ある空間をミティゲーション、土地を確保してそこを適したところに移す、そのぐらいの配慮が必要です。生態系というのはそんな簡単なものではないので、きちっと貴重種については対策を、ほかに土地を確保して持っていくなら持っていく。できれば持っていかないでそこできちっと回避するのが一番なのですが、それができなければやはりそのぐらいの処置はとるべきであろうと思っています。</p> <p>・ Gについても、オオタカの高利用域ですから、当然できればシェルターをかけてやった方がいいということになりますね。そこでずっと住み続けていけるかどうかという考え方です。(委員)</p>
<p>資料-3 (保護対策検討案) 調査地 H</p>	<p>・ ありがとうございます。では、後程今の御意見も頭に置きながら議論をしたいと思います。また先程の議論に戻ります。所長からの御質問で、最低どのぐらい空けるものであれば空けられるかという問いかけだったと思いますけれども、それはどう 委員は考えますか。(委員)</p> <p>・ 私、 さん、委員の方々がそれぞれ意見を申し上げて、大方においてはこのサシバの保護対策についてはシェルターが必要だろうという意見が出てきたと思います。ただ、事業者の方からちょっと無理なのではないかなというような、構造上あるいは設計上のことで御意見が出たのですけれども、今ここですぐ無理ですというようなことではなくて、我々委員の方で意見が一応集約された形で出されたわけですから、今 委員さんがおっしゃったように、ぎりぎりサシバが生きられる空間をどのようにして造っていくかということが一番大事なのであって、そのことを踏まえてやはり回答を出すあるいは事業者側からの意見を出してくるということ、やりとりを詰めていくのが筋だと思います。影響を与えないための事業者側の対策を、我々の意見に沿った形で回答を出してくる時間ぐらい多少あると思いますので、それから結構ですから回答はしてもらいたいと思います。(委員)</p> <p>・ の区域については、道路の上を覆うシェルター構造がいいというお話は全員してしまっていて、それが永久構造物なのか、場合によっては仮設なのかということがちょっとニュアンスの違いが出てきますけれども、その辺はどうでしょうか。(委員)</p> <p>・ 委員の仮設というのはそうじゃなくて、一定期間覆うということですから。仮設というと、何か将来取り払われるというような意味になりますので。</p> <p>・ ただ、その方がお金はかかってしまうような気もする。(委員)</p>

主な意見と回答

項目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-3 (保護対策検討案) 調査地H</p>	<p>・ [] という高速道路があって、団地のそばを通っております、遮音壁を作っているのです。その遮音壁というのは、この ような上に返しのついたやつで、走行車のためにと透明なガラスじゃなくてプラスチック張りで外の景色が見られるようになって、それを山裾に設計していきまして、その山にオオタカが住んでいるのです。そこを1日約2万台ほどの車が通りますけれども、今オオタカは全然この車の走行に対しては恐怖を覚えておりません。ですから、そういうような学習となれというのをサシバなりオオタカなりが覚えれば、完全にトンネル式でなくても、返しがついたものでも相当効果があるのではないかと。また、どこかでテストができないかなと、そんなようなことを考えられないか。フレキシブルに物を考えていきたい。([] 委員)</p> <p>・ 先程の御意見ですと、繁殖期間は上部を覆う構造にしておいて、それ以外は上部を外してもいいのではないかと。サシバは冬にはいませんので。そういう御意見であったと思いますが、今のはちょっとニュアンスが違ってきますけれども。</p> <p>・ 基本的には、繁殖期間には覆った方がいいということですね。([] 委員)</p> <p>・ 完璧だと思います、それが。でも大変なのですよ、経費が。桁違いにかかる。([] 委員)</p> <p>・ それぞれの少なくとも最低限の認識としては、 [] の部分については何らかの形で覆うシェルター構造が必要だということです。それについて、繁殖期だけ覆う構造にしておく、それ以外の非繁殖期には覆う必要はないという御意見も出ています。ですからその辺は、具体的には詰められないかもしれないですけども、可能性としてそういう構造は経費がかからないのかどうか、あるいは車が通行しているところですから、そこで外すというのは安全性の面では結構厳しいように思いますので、次の委員会のときに今のそのシェルターについての事務局としての御提案をいただくということによろしいでしょうか。対応できますか。</p> <p>・ それともう一つは、忍び返しつきといいますか、遮音壁のような構造をどの範囲に設置するかというところの議論がありますけれども、これについては、若干距離は違ってきますけれども、おおむね水田地帯も含めて堤外高水敷の範囲というような御意見が多かったように思います。([] 委員)</p> <p>・ 事務局といたしまして、まず構造に関しては、今上下それぞれの片側から出しているような構造をしておりますが、これを上下それぞれから例えば折り曲げると、かなりの部分を覆るといようなものもありますし、さっきの囲いの話も、上下を分離すれば構造としてはある程度可能だなどというのがあります。</p> <p>・ あと範囲に関してなのですけども、この丸の範囲が、これは調査の範囲として500m、直径1kmというのを示している範囲です。ですので、調査状況によってこの範囲を示しているわけではありませんので、その辺はちょっと申し添えておきたいと思っております。(早野課長)</p>

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-3 (保護対策検討案) 調査地H</p>	<p>・今までの飛翔行動データ、その他を勘案して、範囲を御提案になったのは■■■委員、あるいは■■■■委員もそうだったと思いますけれども。ですから、今日ここで結論は、■■■委員が退席されたものですから。 (■■■委員)</p> <p>・さっき■■■さんが集約したように、一度我々の見解を出したわけですから、それで事務局も検討してもらって次回ということでもいいのではないですか。(■■■■委員)</p> <p>・では、そのように、今の意見を踏まえて事務局案を次回用意していただけたら。</p> <p>・あと、道路自体の構造に関係しない地元の協力をうまく構築するとか、そういった部分については、他の委員からは御意見なかったですけども、私もぜひうまく仕組みを作っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>・あと、ちょっと対立しますけれども、この緑化については、■■■委員はむだ遣いをしないために要らないのではないかと。(■■■委員)</p> <p>・その件なのですが、さっき■■■先生が学習する能力があるということで、橋脚が13本建っているところで近くに止まったり餌をとったりする行動を起していますから、その点に関しては学習してくれたのかなという気がいたします。当初の頃、こういったことでもってちょっとさっき言ったようなことを言ったのですが、1年たったことである程度そのことは学習してくれたかなと思ったもので、その辺の費用はもしかしたらこちらの方にやった方が有効活用になるのかなと思ったわけです。(■■■委員)</p> <p>・トータルな意味でどういう形を構築するか。その辺で経費が出せれば、効果は明確ではないですけども、やらないよりはましの部分がありそうですので、それも含めて御検討していただければと思います。 (■■■委員)</p> <p>・これは地元の、保護団体の方たちの課題にもなると思うのですけれども、■■■委員は生態系というのはそんなに簡単なものではないとおっしゃって、まさにそうなのですけれども、私それでは自然は絶対かということ、私はそうは思わない。私の70年ぐらいの人生で、自然はものすごく変わっています。特にこの場合には、河川敷の中の高水敷って言っていますけれども、ふだん川の水が洗わないところですね。</p> <p>・これはものすごくフレキシブルな環境で、ちょっと洪水があると全部変わるのです。ですから、それをあらかじめ考慮のうちに入れておいて、この自然だったら常時オオタカとサシバが繁殖できると考えるのはむしろ危険な考え方です。と同時に、だからこその自然には適切な手を加えて、自然の機能を高めるといようなメンテナンスも大事ではないか。こちらの水田も、サシバにとって一番大事なのは安全と食べ物だと思います。この場合ですね。その食べ物を担保するために、河川敷だけに依存するというのは非常に危険なことで、むしろこの水田の方が餌も取りやすい。そうすると、農家の方をお願いをしてカエルがいつくようにして欲しい。そのかわりおたくのお米は全部こっちが買いますよというようなトラストみたいな考え方もすごく大事ではないかなと思います。(■■■委員)</p>

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-3 (保護対策検討案) 調査地H</p>	<p>・ありがとうございます。地元との協力の1つの案かもしれませんが、その辺を含めてよろしく願います。(■■■■委員■■■)</p> <p>・あと御提案というかお願いなのですが、個々にシェルターをやるとしても、荷重チェックはしなくてはいけないのですが、耐えられるとすれば、できればうちの方としましてはサシバがいない間にある程度下部工事に入っていきたいというのがあるのですが、どうでしょうか。(瀬尾副所長)</p> <p>・方向性が出ないとできないのではないですか。 ・さっき出した、構造物が全体でと言ったのに矛盾するじゃないですか。 ・技術屋さんというのは、僕もおつき合いいっぱいありますけれども、こういう課題をあれすればクリアするのが基本です。(■■■■委員■■■)</p> <p>・ですから、言われるように受け取って、チェックして、下部構造が変わらなければ湧水期等に工事に入っていきたいなと思っているのですが、それはサシバが来ない来年の10月以降です。そんな方向でちょっと当方も検討に入っていきたいのですが。(瀬尾副所長)</p> <p>・御提案ですね。次回具体的に、もうちょっと先の議論ができる、手順として間に合いませんか。(■■■■委員■■■)</p> <p>・あくまでも湧水期、まず河川の仕事ですから、それとサシバのいない冬というのはちょうど合いますから、来年のタイミングに向けたところで我々としていろいろな手続きを始めていきますという話です。(松浦所長)</p> <p>・この間事務局との打ち合わせのときには、できるならば近い将来、例えば来年の湧水期、10月とか11月になったら工事を開始したいという意向はちょっと話を伺いました。それならば、ここらあたりまで保護対策をきちっとしておくように私も努力しますし、そちらさんも努力していただいてうまく合うようにしましょう。それを今、下部構造だけ分離されて行ってしまうと、また別のものがそこに入り込んできて、おかしな話になりますので、一緒に進めませんか。3月なら3月。次、何月に会議をするのでしょうか。(■■■■委員■■■)</p> <p>・日程調整させていただかないと何とも言えないので。趣旨としてはそういうことでございます。(松浦所長)</p> <p>・やはりある程度上部構造を決めないと、地元でも大変ですよ。工事が入ったりすると。(■■■■委員■■■)</p> <p>・できるだけ早目に次回検討会を開催して対応するというので、お願いします。では、Hについては以上で終了にします。引き続き、次回以降議論することにいたします。(■■■■委員■■■)</p>

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-3 (保護対策検討案) 調査地 G</p>	<p>・ G について、保護対策で先ほど御説明がありましたが、■■■■委員からも若干先ほどお話を伺っています。それから■■■■委員から多少御心配の点がありました。(■■■■委員)</p> <p>・ 一度地元と、■■■■協議会といろんな人達を含めて協議する機会をつくるということになっていたと思う。この間、向こうの会長が来て説明したことで、それにかえるということになるのでしょうか。私は結構保護団体の関係でいろんなお付き合いがあるので、保護団体としてはやはり■■■■協議会の当然参加できる人は限られますけれども、一度忌憚のない意見交換をしたいというのは前々から向こうの保護団体の方も言っていますので、そのあたりどうかということをちょっと話題にかけておきます。 (■■■■委員)</p> <p>・ 今日、今後の進め方の御提案がこの差しかえ資料の一番後ろにつけられていますけれども、私もこの問題についてはどうも何かピンと来ない部分があります、前回の■■■■のお話も勘案すると、このオオタカの問題を検討するこの委員会から意見を集約して整理したものを、ここに書いてある申し送りということで受けていただけるといように思えましたので、あえて相互の委員で意見を改めて交換することが必要かどうか。 (■■■■委員)</p> <p>・ 27ページにもありますけれども、高利用域の考え方が、■■■■の河川敷をかなり営巣しているオオタカが本来使っているのではないかというのは地元でもかなり意見が出ていたのです。こういう形で高利用域があるというのは、当然■■■■がオオタカの1つの利用目的であるのではないか。そのあたりの情報が十分かどうかということも含めて、地元の方と協議すれば、そういうこともある程度払拭できるのかなというふうに私は考えたからです。 (■■■■委員)</p> <p>・ 具体的に規定どおりに高利用域の区域を確認頻度に基づいて出すと、横に倒れたヒョウタン型の形になりますから、この調査結果を見た場合には、採餌場所が飛び地のような生息域を持ったペアの可能性が高いですから高利用域の向かって西側の部分について、さりと流すのではなくて、きちっと見ていかなくてはいけないなということは、十分考えられます。これはあえて■■■■の協議会の方たちとの意見交換がなくても、オオタカの検討会の中でその議論はできるような気もいたしますが、■■■■委員、いかがでしょうか。 (■■■■委員)</p> <p>・ このような利用域が出てくる場合は、多分そっちで餌がとれる。行き帰りを狭いところを通っているということだろうと思う。これからは読み取れませんが、■■■■を使っているかどうかはわからない。片道1kmですよ、西へ行ったときに、およそ普通だったらその範囲で生きていけるので、■■■■はまた別のオオタカがいるのではないか、あるいはオオタカでなくほかの種類がいるかもしれない。いろんなことは考えられますが、繁殖期のこれですから、■■■■の方へ行って餌をとっているのではないかと想像します。 (■■■■委員)</p>

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>資料-3 (保護対策検討案) 調査地 G</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれにしても、今のような御意見を頭において議論ができると思いませんけれども。(■■■ 委員 ■■■) ・ はい。(■■■ 委員) ・ これだけ都市化が進んでいる状況ですので、オオタカが餌場を飛び地として持つということは当然考えられることです。私共としては、オオタカにとって何が大事かという、巣の場所と、それから餌をとる場所、とった餌をクッキングする場所、それを見張る場所ですね。これをどう担保するかというのが、保護に直結してくると思います。その場合に餌をとる場所が必要とあれば、巣の近くから離れていても彼らは飛翔力でそれをカバーする能力はある。そういう考え方で、例えば27ページを考えてみたい。(■■■ 委員) ・ 具体的に29ページに掲げられている保護対策について、今のお話にかかわるところで抜けがあるか、あるいは適切な対応になっているかということを検討したいと思います。(■■■ 委員 ■■■) ・ 恐らく道路というのが、今まで連続していた餌場と繁殖地とを分断する機能を非常に強く持っている。それをどうクリアするかというのが課題だと思います。(■■■ 委員) ・ この保護対策は、今のような飛び地的な高利用域も頭に置かれてということですよ。この段階で1つ言えることは、調査の継続の中に西側の高利用域の利用の仕方、例えば特定の採餌場があるとか、そういうようなことがあるとすれば、具体的な場との関係でそこを保全措置を講ずるようなことが出てくると思いますので、そういうことを意識した調査を実施していただく、調査地点をある程度増やすとか、移すとか、そういうようなことが必要だと思います。(■■■ 委員 ■■■) ・ そうなった場合に、そこが道路区域外の話になりますので、そういう観点を ■■■ 協議会なり何なりにお伝えするということが必要なのかなと思っているわけです。(松浦所長) ・ 事務局御提案で協議会に申し送る内容をこれから1月7日締めでそれぞれ御意見をいただけるという機会があります。ちょっとここでは議論し尽くせないと思いますから、改めて文章の形にしてやりとりをして詰めて、最終的に1月14日に取りまとめを行い、各委員へ送付して、同時に協議会へ申し送るという段取りを進めたいと思います。(■■■ 委員 ■■■) ・ 1点だけ申し上げたいことは、検討してできないかなというのは、 ■■■ 委員の言われていたのは、重要な植物を移植するのに当然適切な場所を確保しないとおかしいのではないかとということで、私もそういうことは当然だと思います。できたら上尾道路で緑地が失われたりする部分がありますので、そういう部分は27ページの ■■■ だったように記憶するのですけれどもこのあたりに少し緑地を回復するような形での手当てができれば、非常にそこが移植地としてもいいのではないかとということを考えて入れてほしいということだけつけ加えておきます。(■■■ 委員)

主な意見と回答

項 目	主な意見と事務局の回答等
<p>まとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今日の内容確認をお願いします。(■■■■委員■■■) ・ 今回の委員会で討論してもらったのは、営巣中心域については確定していなかった4ヶ所のうち、3ヶ所について、D・Eを除いて営巣中心域を設定してもらいましたという話と、Hの保護対策としては、御提案というか意見をいただきましたシェルター、道路整備による影響に配慮し、シェルターの設置について検討し、次回以降に提案するというごさいませ。(瀬尾副所長) ・ また混乱のないように、上部を覆うシェルターと、覆わない部分と、ということ。(■■■■委員■■■) ・ また事務局で確認をいたします。あとGにつきましては、おおむね原案どおりでございますけれども、そういった貴重植物の移植については十分配慮し行うこと。その中で、予定地の中で■■■■委員が言われるように、■■■■等はかかっているところは再生するというような行為も必要だと思っております。また、文書を作成して委員長に御確認ということで。こんな趣旨かと思うのですが。(瀬尾副所長) ・ 何か抜けはございますか。よろしいですかね。(■■■■委員■■■) ・ 今、3点ほどございますが、それについて委員長とこの後確認させていただきまして、記者レクを用意しておりますので、それをもって記者発表をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。(瀬尾副所長) ・ では、この後その記者発表内容について文書で私が確認いたしまして、漏れがなければ発表していただくという段取りにいたします。では議事はこれで終了いたします。(■■■■委員■■■) ・ 今後の進め方。早めに関いて次をとというお話がございました。また調整させていただきまして開きたいと思っております。事業の実施につきましても、今回の委員会の意見を踏まえて、現場の調査等を含めて進めてまいりたいと思っております。(瀬尾副所長)